

## 建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定取り扱い基準

## 建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定取り扱い基準

平成 30 年 10 月 19 日制定  
 令和 5 年 12 月 13 日改正  
令和 6 年 5 月 1 日改正

平成 30 年 10 月 19 日制定  
 令和 5 年 12 月 13 日改正

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定の取り扱いについて、下記のとおり定めるものとする。

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定の取り扱いについて、下記のとおり定めるものとする。

## 1 認定基準について

(略)

## 1 認定基準について

(略)

## 2 申請書に添付する図書又は書面について

省令第 10 条の 4 第 1 項、第 10 条の 4 の 2 第 1 項及び建築基準法施行細則（昭和 25 年規則第 78 号。以下「細則」という。）第 12 条第 1 項に規定する知事が必要と認める図書及び書面については、以下のとおりとする。

## 2 申請書に添付する図書又は書面について

省令第 10 条の 4 第 1 項、第 10 条の 4 の 2 第 1 項及び建築基準法施行細則（昭和 25 年規則第 78 号。以下「細則」という。）第 12 条第 1 項に規定する知事が必要と認める図書及び書面については、以下のとおりとする。

## 【基準 1】の場合

## 【基準 1】の場合

1	認定申請書（省令第 10 条の 4 の 2（別記第 48 号様式））
2	付近見取図（用途地域図、住宅地図）
3	配置図
4	各階平面図
5	求積表（敷地面積、建築面積、各階床面積）
6	2 面以上の立面図
7	2 面以上の断面図
-	<hr/>

1	認定申請書（省令第 10 条の 4 の 2（別記第 48 号様式））
2	付近見取図（用途地域図、住宅地図）
3	配置図
4	各階平面図
5	求積表（敷地面積、建築面積、各階床面積）
6	2 面以上の立面図
7	2 面以上の断面図
8	官民境界査定書

改正後		改正前	
<u>8</u>	認定申請をする理由書	<u>9</u>	認定申請をする理由書
<u>9</u>	「農道等」の管理者を証明できる書面（公図、土地登記簿謄本等）及び現状図	<u>10</u>	「農道等」の管理者を証明できる書面（公図、土地登記簿謄本等）及び現状図
<u>10</u>	承諾書（様式第1号）	<u>11</u>	承諾書（様式第1号）
<u>11</u>	「敷地」の所有を証明する書類（公図、土地の登記事項証明書等）（※敷地の所有者（抵当権者を含む）が申請者以外の場合にあっては、当該土地所有者等関係権利者の同意書（※印鑑証明書付き）	<u>12</u>	「敷地」の所有を証明する書類（公図、土地の登記事項証明書等）（※敷地の所有者（抵当権者を含む）が申請者以外の場合にあっては、当該土地所有者等関係権利者の同意書（※印鑑証明書付き）
<u>12</u>	土地所有者等関係権利者の同意書（様式第2号）	<u>13</u>	土地所有者等関係権利者の同意書（様式第2号）
<u>13</u>	都市計画区域編入時及び道の新設（拡幅）時が確認できる書面又は図面	<u>14</u>	都市計画区域編入時及び道の新設（拡幅）時が確認できる書面又は図面
<u>14</u>	申請敷地内の雨水及び汚水等の排水処理が確認できる図面	<u>15</u>	申請敷地内の雨水及び汚水等の排水処理が確認できる図面
<u>15</u>	申請敷地及び周辺の現況写真	<u>16</u>	申請敷地及び周辺の現況写真
<u>16</u>	その他必要と認める図面及び書面	<u>17</u>	その他必要と認める図面及び書面
<b>【基準2】の場合</b>		<b>【基準2】の場合</b>	
1	認定申請書（省令第10条の4の2（別記第48号様式））	1	認定申請書（省令第10条の4の2（別記第48号様式））
2	付近見取図（用途地域図、住宅地図）	2	付近見取図（用途地域図、住宅地図）
3	配置図	3	配置図
4	各階平面図	4	各階平面図
5	求積表（敷地面積、建築面積、各階床面積）	5	求積表（敷地面積、建築面積、各階床面積）
6	2面以上の立面図	6	2面以上の立面図
7	2面以上の断面図	7	2面以上の断面図
-		<u>8</u>	官民境界査定書
<u>8</u>	認定申請をする理由書	<u>9</u>	認定申請をする理由書
<u>9</u>	「敷地」の所有を証明する書類（公図、土地の登記事項証明書等）（※敷地の所有者（抵当権者を含む）が申請者以外の場合にあっては、当該土地所有者等関係権利者の同意書（印鑑証明書付き）	<u>10</u>	「敷地」の所有を証明する書類（公図、土地の登記事項証明書等）（※敷地の所有者（抵当権者を含む）が申請者以外の場合にあっては、当該土地所有者等関係権利者の同意書（印鑑証明書付き）

改正後		改正前	
<u>10</u>	「道」の管理者を証明できる書面 (※管理委託契約書等がある場合。契約書等がない場合は「12 承諾書」への 記名・押印で足りる。)	<u>11</u>	「道」の管理者を証明できる書面 (※管理委託契約書等がある場合。契約書等がない場合は「12 承諾書」への 記名・押印で足りる。)
<u>11</u>	承諾書(細則様式第9号(※印鑑証明書付き))	<u>12</u>	承諾書(細則様式第9号(※印鑑証明書付き))
<u>12</u>	申請敷地内の雨水及び汚水等の排水処理が確認できる図面	<u>13</u>	申請敷地内の雨水及び汚水等の排水処理が確認できる図面
<u>13</u>	申請敷地及び周辺の現況写真	<u>14</u>	申請敷地及び周辺の現況写真
<u>14</u>	「道」の状況が確認できる図面 ① 道路の横断面図(縮尺20分の1以上) ② 既存の道路との接続部分の縦断面図(縮尺20分の1以上) ③ 既存の袋地状の道路を延長する場合は、その道路の現況図及び道路の縦断面図(勾配の判定できる図面。縮尺300分の1以上) 道路及び敷地の排水に必要な側溝、街渠等の配置図(縮尺300分の1以上)及び構造図(縮尺20分の1)	<u>15</u>	「道」の状況が確認できる図面 ① 道路の横断面図(縮尺20分の1以上) ② 既存の道路との接続部分の縦断面図(縮尺20分の1以上) ③ 既存の袋地状の道路を延長する場合は、その道路の現況図及び道路の縦断面図(勾配の判定できる図面。縮尺300分の1以上) ④ 道路及び敷地の排水に必要な側溝、街渠等の配置図(縮尺300分の1以上)及び構造図(縮尺20分の1)
<u>15</u>	④ その他必要と認める図面及び書面	<u>16</u>	その他必要と認める図面及び書面
<p>3 提出部数について (略)</p> <p>4 様式集 (略)</p> <p>附則 (施行期日) この基準は平成30年10月19日から実施する。 (施行期日) この基準は令和5年12月13日から施行する。 <u>(施行期日) この基準は令和6年5月1日から施行する。</u></p>		<p>3 提出部数について (略)</p> <p>4 様式集 (略)</p> <p>附則 (施行期日) この基準は平成30年10月19日から実施する。 (施行期日) この基準は令和5年12月13日から施行する。</p>	